

徳島県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

楠根土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	松崎克弘		阿南市楠根町津越一六九一
同	長町隆市		菖蒲五
同		森 正	七浦一〇一
同		松崎雅彦	助峰一
同		國貞昌己	新田八三一
同		福岡貴彦	美濃谷四二
同		湯浅雅史	津越一六二二
監事	湯浅正男		盛大三五
同		湯浅和彦	美濃谷四七一
同		武田安士	盛大七六
同		曾我井健一	屋敷二一